

【意見】

現在1歳6か月の医療的ケア児を育てています。今回パルスオキシメーター購入の補助を受けられるか窓口に来庁し、障害児には対象でなく、障害者は対象になるとのことでした。

今までもたくさんの補助をしてもらい助かっていますが、パルスオキシメーターも24時間必要な器具になっています。すぐに補助内容を変えてもらいたいのではなく、今回声を上げさせてもらい、見直しのきっかけとなってもらえると思い意見させてもらいました。

男性30代：市内在住

【回答】

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

日常生活用具給付事業は、在宅の重度障害児者の方に対して日常生活に必要な用具を給付し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としております。

今回お話のあったパルスオキシメーターは、18歳以上の方には日常生活用具の給付品目としておりますが、児童日常生活用具の給付品目としては位置付けていなかったため、給付の対象となりませんでした。しかしながら、呼吸器に障害がある方には継続的に呼吸状態をモニタリングするために必要な用具であると考えておりますので、児童と成人の品目の整合性を図りながら給付品目の見直しを行いたいと考えております。

今後とも引き続き、ご意見、ご希望をお寄せいただければと思います。

担当：健康福祉部社会福祉課